

平成20年12月2日



公正取引委員会・厚生労働省との通報制度の創設について

経済産業省は、公正取引委員会とともに、厚生労働省との連携による下請事業者の保護のための通報制度を創設・実施することとしました。

経済産業省においても、本通報制度の的確な実施により厚生労働省及び公正取引委員会と連携し、下請取引の適正化の一層の推進を図っていきます。

1. 通報制度創設の背景

我が国経済は、原油・原材料高による影響に加え、世界的規模での金融危機が深まっていることに伴う世界的な景気後退の影響を受け、景気の下降局面が長期化そして深刻化するおそれが高まっております。

特に、中小・小規模企業については、こうした環境変化の影響をまともに受けており、仕入価格の上昇による経営圧迫や、困難な資金繰りなど、厳しい環境が続くと考えられます。

こうした経済情勢を踏まえ、政府は、8月29日に「安心実現のための緊急総合対策」を、10月30日に「生活対策」をとりまとめました。これらの対策の中で、下請事業者保護の強化を重要な柱と位置づけ、下請代金支払遅延等防止法の厳格な運用、違反行為への厳正な対処、相談体制の拡充のほか、「下請保護情報ネットワーク」を構築し、その活用を図ることとされました。

こうしたことから、今般、経済産業省は、公正取引委員会とともに、厚生労働省との間において、通報制度を創設・実施することとしたものです。

2. 通報制度の概要

労働基準監督機関における監督指導の結果、労働基準法第24条違反(賃金不払)等の労働基準関係法令違反が認められ、当該違反の背景に親事業者による下請代金法第4条違反のおそれのある事案(「下請たたき」のおそれのある事案)を把握した場合、下請事業者の意向を踏まえつつ、かつ、秘密保持に万全を期した上で、経済産業省又は公正取引委員会に当該事案を通報する。

< 資料 >

通報制度の概要

通報制度フロー図

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 取引課長 井辺 國夫

中小企業庁取引課 担当者：池谷、松本

電 話：03 - 3501 - 1511(内線 5291～7)

03 - 3501 - 1669(直通)

厚生労働省と経済産業省・公正取引委員会との通報制度の概要

平成20年12月2日

中小企業庁

1 通報制度の概要

(1) 通報制度

労働基準監督機関における監督指導の結果、賃金不払等の労働基準関係法令違反が認められ、当該違反の背景に親事業者による下請代金支払遅延等防止法(以下「下請代金法」という。)第4条違反行為に該当する行為(「下請たたき」に当たる行為)が存在しているおそれのある事案を把握した場合

厚生労働省から経済産業省又は公正取引委員会へ通報する。

経済産業省又は公正取引委員会は、下請取引の適正化のための必要な措置を講ずる。

(2) 相談窓口の教示等

労働基準監督機関において、下請代金法に関するパンフレット等を配布する等により、中小企業者に対して相談窓口を教示する。

2 通報事案

労働基準監督機関における監督指導の結果、労働基準法第23条(金品の返還)第24条(賃金の支払)第37条(割増賃金の支払い)又は最低賃金法第4条(最低賃金の支払)のいずれかの法違反が認められ(軽微な法違反を除く。)当該違反の背景に下請代金法第4条の違反行為に該当する行為が存在しているおそれのある事案(下請事業者の意向を確認した場合に限る。)

3 通報の方法・時期

労働基準監督署は事案を把握した都度、都道府県労働局へ報告し、都道府県労働局は速やかに厚生労働省本省へ報告する。

厚生労働省本省から経済産業省又は公正取引委員会へ通報する。

経済産業省又は公正取引委員会は、通報事案の処理状況等について、一定期間ごとに、厚生労働省本省に対し報告する。

4 その他

経済産業省、公正取引委員会及び厚生労働省は、通報事案に係る情報管理を適切に行い、秘密保持に万全を期することとする。

「下請たたき」に係る労働基準監督機関と公正取引委員会・経済産業省との通報制度について

